

## 農地法第3条の3の規定による届出書

下記農地（採草放牧地）について、**相続** により **所有権** を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出します。

令和 元 年 5 月 1 日

太田市農業委員会長 様

住所 **太田市浜町2-35**氏名 **太田 太郎**

印

## 記

## 1 届出者の氏名等

	氏 名	住 所	国籍等	在留資格又は 特別永住者
届出者	<b>太田 太郎</b>	<b>太田市浜町2-35</b>	<b>日本</b>	

## 2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		
<b>太田市新田金井町29</b>	<b>田</b>	<b>田</b>	<b>997</b>	

## 3 権利を取得した日

令和 **元**年 **5**月 **1**日

## 4 権利を取得した事由

**相続**

## 5 取得した権利の種類及び内容

**所有権****農地を耕作している**

## 6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

**無**

## 農地の相続等の届出のお願い

**相続等により農地を取得された方**は、農地の所在する市町村農業委員会へその旨（農地の相続等による取得）を添付の届出書「農地法第3条の3の規定による届出書」により、届け出る必要があります。（記載例を参照してください。）

つきましては、相続等により農地を取得された方は添付の届出書に記載し、下記の太田市農業委員会事務局へ届出をお願いします。

### ○ 届出をする人

相続等により太田市内の農地を取得された方

### ○ 届出に必要な書類

・農地法第3条の3の規定による届出書

### ○ 届出期限

死亡届を提出してから概ね10カ月以内

### ○ 届出をする場所

太田市農業委員会事務局

住 所 太田市新田金井町29番地 新田庁舎内1階

電 話 0276-20-9715

## 農地の相続等の届出制度の創設

- 相続等農地法の許可を要しない権利取得について、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければなりません。（農地法第3条の3）

